

住民税 所得税

申告会場を開設

申告期間
2月18日(月)～
3月15日(金)

忘れず申告しましょう

税の申告会場を2月18日(月)から3月15日(金)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

税金によって賄われていた税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 市民税課

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、国や地方公共団体(都道府県や市区町村)へ。

住民税の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)へ。
▼平成25年1月1日現在、

八幡市文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	18	月	公的年金所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	午前9時30分 ～午後4時
	19	火			
	20	水			
	21	木			
	22	金			
	25	月			
	26	火			
	27	水			
	28	木	2月27日以降は、市職員のみ対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。		
3月	1	金	公的年金所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)でも受け付けします。	市職員	午前9時～午後4時
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	11	月			
	12	火			
13	水				
14	木				
15	金				

※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。
※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには申告相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。

八幡市内に住所があり、平成24年中に所得(収入)があった人

▼平成24年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少に関わらず、事業専従者控除を受けようとする人

▼公的年金収入以外の所得で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人

▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税の確定申告が不要な人

▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

◎申告に必要な主なもの

▽給与または公的年金の源泉徴収票、支払調書など収入のわかるもの
▽雑損控除を受けるとき

領収書、明細書

▽医療費控除を受けるとき

医療機関の領収書、医療費を計算した明細書

▽国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

国民年金に加入している人

合があります。

※申告の必要がない人でも

扶養控除・生命保険料控除

・地震保険料控除等の住民

税の申告をされた場合、住

民税額が下がる場合があります。

※平成24年中に所得の無かつた人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署

所得税の申告は、市文化センターの申告会場または宇治税務署1階の確定申告会場へ。

■所得税の申告が必要な人

〈給与所得者〉

給与所得者は年末調整で所得税額の精算が行われますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要です。

▽平成24年中の給与の収入が2千万円を超える人

▽給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

▽給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整された

合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

◆問い合わせ 納税課

★保険料の支払い

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料のお支払いは、便利な

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

職所得の受給に関する申告書)が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人

〈事業所得者等〉

▽事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

■公的年金を

受給されている人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する情報は、市役所市民税課におたずねください。

口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動

車は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。

振替は平成25年度分からとなります。市外金融機関で口座振替申込書がない場合

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動